

## 情報公開審査会答申の概要

答申第 970 号（諮問第 1634 号）

件名：調査結果報告書の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 2 月 3 日

2 原処分

令和 2 年 3 月 19 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）において、別表の 2 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 4 月 6 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 6 月 17 日

5 答申

令和 3 年 7 月 30 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件一部開示決定において、審査請求人が開示を求める「ファックス送信された申入書」等を特定しなかったことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、規則第 10 条第 3 項に基づき、被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査が終了した後に、取調べ監督官が作成した報告書である。処分庁は、別表の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 本件行政文書の特定について

ア 審査請求人は審査請求書において、調査結果報告書と一体となっているはずの文書、「ファックス送信された申入書」や「ファックス送信された抗議書」その他の文書について、特定の個人情報排除し、残余の外形的事象に関する記述のみを抽出することで、この欄の記載内容が具体的に明らかとなることから、部分開示することは十分可能であり、これらの本来一体としてあるべき各文書について、特定個人に関する情報（氏名、年齢、性別、住所）を除いた一般的外形的事象のみを部分的に抽出し、部分開示とすべき旨主張している。

イ 当審査会において、処分庁から説明を聴取したところ、審査請求人が開示を求める「ファックス送信された申入書」等は被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査開始の端緒となる申し入れがされた際に作成される警察安全相談等・苦情取扱票に添付され、保管されており、本件行政文書である調査結果報告書には「ファックス送信された申入書」等は添付されていないとのことである。また、「ファックス送信された申入書」等は、警察安全相談等・苦情取扱票とともに別途不開示決定しているとのことである。

ウ よって、当審査会においては、本件一部開示決定において、審査請求人が開示を求める「ファックス送信された申入書」等を特定しなかったことは妥当であるか否か、という点について以下検討する。

エ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、調査年月日、調査の端緒、監督対象行為の有無を判断した理由等が記載されていたが、「ファックス送信された申入書」等は添付されていなかった。

また、処分庁が別途不開示決定とした警察安全相談等・苦情取扱票を見分したところ、「ファックス送信された申入書」等を受理した日時、受理者等の受理時における取扱い状況が記載されており、処分庁が主張するとおり、「ファックス送信された申入書」等が添付されていた。

オ これらのことから、「ファックス送信された申入書」等は調査開始の端緒となる申し入れがされた際に作成される警察安全相談等・苦情取扱票に添付され、保管されており、本件行政文書には添付されていないという処分庁の説明に特段不自然な点、不合理な点があるとは認められない。

よって、本件一部開示決定において、審査請求人が開示を求める「ファックス送信された申入書」等を特定しなかったことは妥当である。

#### (4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の特定については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### (5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<p>・調査結果報告書(平成31年2月15日付けのもの、平成31年3月7日付けで愛知県豊田警察署で行われた取調べに係るもの、平成31年3月19日付けで愛知県春日井警察署で行われた取調べに係るもの及び平成31年3月29日付けのもの)</p>	<p>・「被疑者・被告人氏名等」欄</p>	<p>条例第7条第2号</p>
	<p>・警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名が分かる部分</p>	<p>条例第7条第2号</p>
	<p>・取調べ場所の詳細が分かる部分</p>	<p>条例第7条第4号</p>
<p>・調査結果報告書(平成31年3月8日付けのもの及び平成31年3月19日付けで愛知県南警察署で行われた取調べに係るもの)</p>	<p>・「被疑者・被告人氏名等」欄 ・取調べ担当者の年齢が分かる部分</p>	<p>条例第7条第2号及び第6号</p>
	<p>・警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名が分かる部分</p>	<p>条例第7条第2号</p>
	<p>・取調べ場所の詳細が分かる部分</p>	<p>条例第7条第4号</p>
<p>・調査結果報告書(平成31年3月7日付けで愛知県警察本部で行われた取調べに係るもの)</p>	<p>・「被疑者・被告人氏名等」欄 ・「取調べに係る罪名」欄</p>	<p>条例第7条第2号</p>
	<p>・警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名が分かる部分</p>	<p>条例第7条第2号</p>
	<p>・取調べ場所の詳細が分かる部分</p>	<p>条例第7条第4号</p>